

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

第87号

平成21年6月22日発行

会報

(発行)

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8
(社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団内)
電話 (03) 5272-1210
FAX (03) 5272-1213
ホームページアドレス <http://www.zsp.jp/>

第52回「宮崎大会」を迎えて

～九州宮崎県から

全国の特別支援学校(肢体不自由)へ
情報発信します～



全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
会長 濱川 浩子
(東京都立墨東特別支援学校PTA会長)

昨年の平成20年はマスカットなどフルーツの国、また桃太郎伝説の岡山へ全国から650名余りのご参加がありました。多数のご参加有難うございました。

さて、本年の第52回目の「宮崎大会」は8月21日(金)・22日(土)・23日(日)の3日間の開催です。役員会、総会、そして、文部科学省特別支援教育課の特別支援教育調査官下山直人氏の基調講演と22日の午後からは6分科会を行い、テーマを「子どもたちをとりまくネットワーク」としていきます。

全国6ブロックから発表校2校が各分科会のテーマと趣旨に沿って自校の活動内容や課題などを発表し、分科会の参加者の皆様と発表校が協議、意見交換をいたします。諸課題は同じでも全国の地域の制度や実態のあり方に応じて、様々な意見や情報が交換されます。今年もご自身の学校へ情報として持ち帰っていただけたらと思います。

大会主旨を昨年から“全国肢体不自由特別支援学校PTA相互の協調を図り、学校、家庭、地域が一体となって特別支援教育の諸課題等の実践研究を進めると共に、肢体不自由児・者の社会参加と自立を生涯にわたり支援を担う社会づくりに資する”と、いたしました。

肢体不自由は療育と教育がとても深い関わりを持ち、その歴史を綴っておりますが、今年の宮崎大会では最終日の会員研修の時間に昭和29年に設立された「しいのみ学園」

の創始者、昇地三郎(しょうちさぶろう)氏(福岡県居住)の講演を企画しています。設立への思いや設立当初のエピソードなどを交えて、お話いただきます。今年の夏には103歳になられますが、世界中を講演活動などに歩かれるなど世界最長の現役の教育者として御活躍です。本当にお元気な方です。しいのみ学園はご自身の脳性マヒのお子さんの為に作られた、九州で初めての学校でした。障害のある子どもたちが、まだまだ社会から理解されない頃、教育からも療育からも見放されているような時代だったのでしょうか、昇地三郎氏は心理学の学者でもあり、私たちと同じ障害のある子どもを持つ保護者でもあります。教育者の立場と保護者の立場を持っている方ですから、どうぞ、ご関心を持ってご参加ください。

最後になりましたが、宮崎大会開催にあたり、九州ブロックをはじめ主管校宮崎県立清武せいりゅう支援学校ならびに延岡わかあゆ支援学校の皆様のご尽力に大変感謝申し上げます。

宮崎大会は肢体不自由校(加盟校)の皆様のご参加によって開催される全国大会です。宮崎県は天孫降臨の地です。“ひむか神話街道”など神話のふるさとの史跡を訪ねてはどうでしょうか。会場から程近い県央のあたりでは“青島こどものくに”もオープンしています。皆様の大勢のご参加を主管校の皆様と共に“太陽の国宮崎”でお待ちしています。

早期からの「教育支援」を踏まえた 今後の就学指導の在り方について

（審議の中間のとりまとめの紹介）



全国特別支援教育推進連盟
理事長 三浦 和

はじめに

平成20年7月28日、「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」が文部科学省に設置され、平成21年2月12日に、「特別支援教育の更なる充実に向けよう早期からの教育支援の在り方について」(審議の中間のとりまとめ)を發表しました。

この協力者会議の設置は、新たな制度として平成19年4月よりスタートした特別支援教育が、一応の成果を挙げつつも、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行う」という特別支援教育の理念の実現に至るには、なお多くの課題がありこれを検討するとしたものであります。

協議中、特に重要な課題として、「早

期からの教育相談・支援や就学指導の在り方」があるとして、多くの団体からの意見聴取の機会も設け、全国特別支援教育推進連盟も本PTA連合会をはじめ加盟団体の多くから意見書をいただき、これを取りまとめ平成20年11月10日、一番目のヒアリングに応じました。

以下に、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の「審議の中間とりまとめ」の報告(以下「中間とりまとめ」とします)の内容を中心に紹介し筆者の意見も加えて稿を進めます。

1. 基本的な考え方と改善の方向

「特別支援教育を巡る国内外の動向や、教育委員会、各学校等の取組の状況と踏まえると、特別支援教育の理念の実現という観点から、早期からの教育相談・支援、就学指導の充実を図ることが最も重要かつ優先的に取り組むべき課題」(中間とりまとめ)です。

そして、そのためには、「早期からの教育相談・支援、就学指導、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した『教育支援』ととらえ直し、個別

の教育支援計画の作成・活用の推進を通じて、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ること」が重要だとしています。

改善のための方向性としては、「これまでの就学指導中心の『点』としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談・指導を含めた『線』としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した『面』としての教育支援を目指すべきである」とその幅と連続の支援の姿を強調しております。

2. 早期からの教育相談・支援の充実

「市町村教育委員会や都道府県教育委員会は、小・中学校の特別支援学級やいわゆる通級指導教室、特別支援学校のセクター的機能等、それぞれの保有する資源の十分な活用を図るとともに、教育委員会の体制整備や専門性の向上、関係機関との連携による医療、福祉、保健等関係機関との情報の共有化等を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図ることが求められる」とし、「国において、国立特別支援教育総合研究所に設置された発達障害教育情報センターの機能の充実を図るなどして、保護者や教育委員会に対する適切な情報提供を行うことが重要」と指摘しています。

施策の実施に当たっては、「自治体での窓口を一本化する」、「子ども課等の名

称で所管を一元化する」、「部局を横断して発達支援室を設置」などの取組、「相談支援のための手帳やファイルを作成して教育相談に活用」などの事例を紹介しています。

早期からの教育相談には、「子どもの障害の受容にかかわる保護者への支援、保護者と子どもの良好な親子関係の形成をするための支援、発達を促すようなかわりの支援、障害による困難の改善と理解の支援、特別支援教育に関する情報提供」について、教育委員会も、障害のある子どもを支える家族に対する支援に取り組む必要がある」と述べています。

3. 就学指導の現状と課題

就学にかかる現行の制度上では、障害のある子どもの就学先は、就学基準(学校教育法施行令第22条の3)の示された障害の程度に該当する場合は、市町村教育委員会において、保護者と教育学、医学、心理学、その他障害のある子どももの就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴き、特別支援学校への就学を、また、障害の程度が就学基準に該当しない場合には、小・中学校への就学を決定することとされています。また、障害の程度が就学基準に該当する場合であっても、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情があると市町村教育委員会が認める場合は、小・中学校へ就学を決定する(認定就学制度)

こととされています。

就学基準は昭和37年（1962年）に、その当時の医学、科学技術の水準を前提にして規定された以後、例えば補助具の使用により従前の就学基準に該当する子どもが、小・中学校で適切な教育を受けることが可能な場合が生まれました。そこで、平成13年1月に21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議が「21世紀の特殊教育の在り方について」で、就学基準の見直し、提言され、平成14年4月24日、学校教育施行令を改正し、就学基準の改正、認定就学の制度化、専門家の意見聴取を市町村教育委員会に義務付けなどの改善が行われました。さらに平成19年には同施行令後、保護者からの意見聴取の市町村教育委員会への義務付けも決められました。

4. 今後の就学指導の在り方

- ① 基本的な方向
 - ① 障害のある子ども達の将来の自立や社会を見通し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う観点から、「個別の教育支援計画の作成・活用を図り、一貫した教育支援体制を構築していく必要がある」としています。
 - ② 就学指導については、単に就学先を決定するだけでなく、「長期的な展望に立った指導や支援の方針を含めたもの」と考え、その改善・充実に図る必要がある」としています。

- ③ 「幼稚園、保育所、認定こども園、医療福祉、保健等の多様な関係機関が主体となつて障害のある幼児にかかわる就学前の段階から義務制段階への移行期においては、関係者間の情報や認識の共有化、就学先の学校での教育支援への円滑な移行を図るため、市町村の教育委員会が中心となつて移行期の個別の教育支援計画(個別の就学支援計画)を作成・活用し、それを就学後は就学先の学校に引き継いでいくこと」を提起しています。
- ④ なお、就学移行期に作成される個別の教育支援計画は、「その作成手続きの中で、専門機関等の関係者や保護者の参加を得て、当該児童に最もふさわしい教育支援の内容や、それを実現できる就学先を決定していくべきである」とし、「当該児童にふさわしい就学先の学校や教育支援の内容についても、早い時期から共通認識が醸成されていくことが期待される」ともしています。
- ⑤ 市町村教育委員会が作成する就学移行期に作成する個別の教育支援計画は、「小学校に就学する障害のある子どもを含め、障害に応じた教育支援を必要とする者について、必要に応じて……作成することを目指しつつ、当面は、就学基準に該当する程度の障害がある場合に原則すること」と作成範囲を扱っています。
- ⑥ 就学する学校の決定手続きについては、現行制度では、法令上、就学基

準に示された障害の種類及び程度に該当する子どもについてなどを前述しましたが、これらのことについて、本報告では、

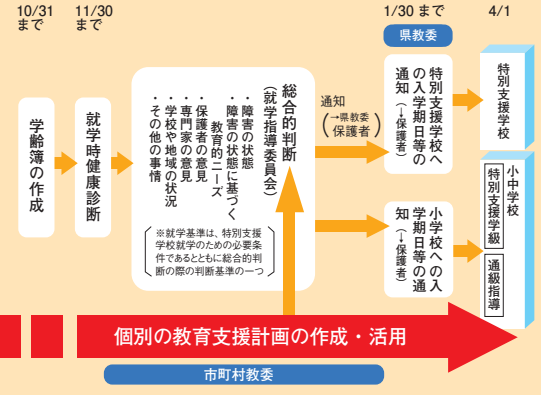
- i) 障害のある子どもの就学先については、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、一人一人の教育的ニーズをきめ細かく把握した上で決定すべきである。
- ii) 現行制度については、今後、就学基準に該当するか否かに加えて、教育的ニーズ、保護者の意見や専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を市町村教育委員会が総合的に判断して、本人の教育的ニーズに最も適切に対応できる学校を就学先として決定できるよう手続きを改めること。
- iii) 生育歴や日常生活上の状況をよく把握している保護者の意見を聴取することの大切さ、また就学以前の早い時期からこれまでの関係機関が個別の支援計画等の作成・活用を図ってきたことなどを、本人の将来の自立と社会参加という長期的な展望のもと、支援方法等について、保護者や関係者間で共通認識が醸成されていくよう、就学指導は単に就学先を決定するということから、当該幼児児童の支援計画の一環として行われること。

などの方向づけを提起しております。

むすび

なお、「今後の就学指導の流れ」につ

障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)
[改正イメージ]



いては、市町村教育委員会において、関係機関や専門家、保護者との十分な連携のもと、就学移行期における個別の教育支援計画を作成・活用し、長期的な見通しを含めて、どのような指導や支援が必要かを十分に踏まえた上で、その子にとって「最もふさわしい教育支援の内容や就学先を決定することが重要」とし、さらに、就学後の継続的なフォローアップを行い、状況により就学先の学校についての再検討を行う必要性も述べている。これらのことについては、「障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)」の図が参考資料として掲示されているので紹介します。

障害者の権利に関する条約の批准を迎えるときでもあり、一層の配慮を必要とする今、ここで取り上げられた課題は、大いに検討すべきこととして紹介するものです。

変形・脱臼・拘縮・異常な筋緊張などを 障害児だからとあきらめず あきらめず前に、できることはまだまだたくさんあります。

あきらめず前に、できることはまだまだたくさんあります。
シーティングはその方法のひとつです。



(株) アクセインターナショナル
代表取締役社長
シーティング・スペシャリスト
山崎泰広

シーティングは重度障害者だけの ものではありません

シーティングとは、車いすを使用される方の体や状態に合わせて設定し、必要なサポートを提供することで、残存機能を最大限に発揮できるようにして機能性を向上させ、さらに二次障害を防止することも可能な車いすや座位保持装置の設定方法です。「座位保持」という考え方は昔からありましたが、北米を中心に始まったシーティングは、その国際大会が今年で第25回を開催したことからわかるように25年以上の歴史があります。座位保持がどちらかというと重度な障害児・者に提供されてきたのに対し、シーティングによる姿勢保持は、車いすを自操してスポーツを楽しむような軽度な障害

児・者にも使用され、予防という観点からも使用することが新しい考え方です。

早期からの姿勢保持が最も大切です

私は多くの特別支援学校で保護者向け、教師向けのセミナーをしています。が、悲しいことに変形の初期の段階や、変形の兆候が現れている段階では心配しない保護者や教師がとて多いのです。多くの自治体ではそのような初期の段階や予防には座位保持装置を支給しないのは事実です。しかし、変形の兆候が現れた段階であれば、確実に変形の悪化は防止できます。初期でも高い確率で可能です。しかし、変形が悪化すればするほど治すことは難しくなります。悪化に比例して、大がかりな座位保持装置が必要となり、かかる費用も多くなります。だから世界的に「シーティングは可能な限り早い時期に」と薦められているのです。私が昨年書いた障害児のシーティングの本に掲載させていただいた症例のお母さんが言いました。「助成金が出ない時期でもハンドバックを一回我慢すれば子

どものシーティングを買えます。」大事なのはお子さんの将来だと思います。

あきらめないで！変形は障害児の 避けられない運命ではありません

私がシーティングを勉強し、日本で提供して15年目という節目だった昨年、『運命じゃない！シーティングで変わる障害児の未来』という本を出版させていただきました。ちよつと変わったタイトルですが、この言葉こそ、私が障害を持つお子さんにシーティングを提供し、セミナーや講習会でお話しする時にいつも使っていた言葉なのです。

障害を持つた方やご家族と接していて私が驚いたのは、ほとんどの方が変形・脱臼・拘縮・褥瘡などの二次障害は「障害を持つて生まれてきたら避けられない運命」だと考えていることでした。例えば「脳性麻痺だから側彎が生じた」とか「四肢麻痺だから変形が起きた」というような考え方です。「うちも側彎が生じてきた」「うちはS字になってきた」とお母さん方がそうなるって当然のように話されていた光景には唾然としました。

私自身の経験から確信したこと

確かに私自身も同様に考えていた時期がありました。20年ほど前に数年間、褥瘡の再発に悩まされ、7回の手術を受けたことがありますが、そのころは、脊髄損傷だから褥瘡が再発するのだらうと諦め

ていました。「自己管理が悪い」と言われ、必死でプッシュアップして除圧していましたが、問題は改善しませんでした。絶望的になっていく時に、シーティング製品の会社の社長さんの薦めでアメリカの病院に行き、「これが最後」と思つて手術を受けました。手術後に車いすに乗れるようになった時、初めてシーティングをしてもらいました。その時、初めて私の問題は左右の障害レベルが異なっていることによる体の傾きであることがわかりました。シーティング担当のセラピストからは「骨盤の傾きを戻さなければ、片側の坐骨の褥瘡は治りつこないよ」と言われました。そしてシーティングによって姿勢が改善され、それから15年ほどになりますが、褥瘡は再発しませんでした。

自分の褥瘡がシーティングで再発防止できるようになるまでは私も「障害を負ったのだからしょうがない」と諦めていました。しかし改善は可能であることを経験し、勉強して日本でのシーティング普及活動を始め、多くの車いす使用者の方の問題解決をお手伝いした経験から、二次障害は「運命じゃない！」と確信できるようになったのです。私の本に症例として掲載されているお子さんたちも証明してくれています。だから障害を持つたお子さんとそのご家族向けの当事者セミナーでは、二次障害の防止が可能だということに多くの時間を費やしてお話しているのです。

※【注意】この記事に使用されている文章や写真の無断転載や使用はお断りします。

障害児に関わる人たちの心をひとつに

まずは、障害を持ったお子さんの家族が、そして学校で多くの時間を一緒に過ごす先生たちが悪い姿勢を改善することで多くの二次障害の防止が可能であることを知った上でお子さんたちに適切に対応しなければ、最初から諦めてしまうこととなります。車いすや座位保持を作製する方も、「どうせ二次障害は発生する」と考えて作製すると、「適切に作製すれば二次障害は予防でき、悪化の防止ができる」と考えて作製するのでは、提供する製品に大きな違いが現れます。リハビリや診療を提供するセラピストや医療関係者も同様です。だから障害を持ったお子さんに関わるすべての人達が「適切に行えば二次障害は防止できる」と考えて対応することが必要なのです。

重力による悪影響を受けない姿勢を提供

健常者であれば体を支えるための十分な筋肉があるので、重力が自分にかかっていることさえ気がつきません。しかし筋肉が弱かったり失われたりしている障害児は重力が「敵」となり体に害を与えてしまいます。だから体にかかる重力に負けない姿勢を提供することが必要なのです。多くの場合、体に害を与える姿勢は左右非対称だったり、前に倒れたり、後に倒れたりしている姿勢です。そのような姿勢をとっていれば、重力によって

さらに姿勢が悪くなり、悪い姿勢によって体に歪みが生じます。歪みは長時間同じ姿勢をとることや繰り返し同じ悪い姿勢をとることで悪化し、変形となり、最終的には固定された変形となってしまう。側彎や円背もそうですし、尖足などの足の変形も悪い姿勢をとり続けた結果です。脱臼も関節が外れやすい姿勢をとりつづけることで発生します。

このように多くの二次障害の原因は悪い姿勢です。重力が悪影響を与える姿勢について理解し、その姿勢をとらないような座り方を提供することで、二次障害の予防や悪化の防止は可能なのです。

写真の脳性麻痺・四肢麻痺の伊藤君は、悪い姿勢によって変形や拘縮などの二次障害の問題が進行し、高い筋緊張に



●シーティング前

シーティングによる姿勢の改善



●シーティング後

Copyright © 2009 (株) アクセシスターナショナル。

よって随意に動かせる体の部位もありませんでした。シーティングによる姿勢の改善後には、自分の意志で頭を動かせるようになり、スイッチを使ってパソコンを使えるようになりました。現在では、定時制の高校に通いながら、就労を目指したITスキルを磨くために、専門のプログラムにも参加し、社会の中で活躍していくための準備をしています。

姿勢保持はすべての場所で、そして長時間

車いす使用者の場合は適切な車いすの設定とシーティングの提供で悪い姿勢による二次障害の防止が可能になります。しかし二次障害の防止のためにシーティングや車いすを利用するのであれば、使用時間は可能な限り長くする必要があります。設定の悪い車いすでは長時間使用することは難しいでしょう。しかし私がシーティングを提供した方々からは、「車いすが最も快適な場所になった」、「調子が悪い時は車いすに乗せる」といった感想が届いています。長時間快適に使用することは可能なのです。

しかし家に帰ったら車いすから降りてしまう。シーティングの車いすを使うのは家だけ、または学校だけ。外出時はシーティングの施されていない車いすやバギーを使用するといった使用方法ではせっかくのシーティングによる二次障害の予防・防止効果が半減してしまいます。可能な限り長時間使用することが必要なのです。

私はスリーピングと呼ばれる、横になる時や就寝時の姿勢保持についても英国で勉強して提供しています。車いすから降りる必要がある場合は、車いすから降りた場所での姿勢保持が必要なのです。このように、二次障害を防止するためには、すべての場所での適切な姿勢保持が必要なことを理解して実践することが大切です。

シーティングはゴールではなくスタートです

多くの人が、シーティングとは良い姿勢をとらせること、と考えています。しかしシーティングで姿勢を改善することはゴールではなくスタートなのです。悪い姿勢では安定性も悪く、体に残されている機能を最大限に発揮することができません。姿勢を改善することで安定性や快適性を得て、残存機能を最大限に発揮できる状態を提供します。シーティングでは高い筋緊張の緩和も可能であるため、高緊張が原因でできなかったこともできるようになることが多々あります。

四肢麻痺の脳性麻痺のお子さんのように重度な障害があっても自分で自分の意志で動かせる体の部位がなかった方が、よい姿勢がとれるようになって、腕や頭や足などの体の一部分が動かせるようになった例もたくさんあります。ここが「スタート」なのです。次のステップとして様々なタイプのスイッチから自分に合ったものを使って、パソコンやコミュニケーション機器を使用したり、照明やエア

※【注意】この記事に使用されている文章や写真の無断転載や使用はお断りします。

コンやテレビなどを自分で操作したりすることが可能になります。自分の意志で気持ちを伝えられるのは本当に素晴らしいことです。

重度重複障害で知的に障害があると考えられていても、体に動かせる部位が現れればスイッチを使って遊んでみたり、パソコンやコミュニケーション機器を試してみたりすることが出来ます。それによつて、まずはそのお子さんの知的レベルについて判断することが出来ます。周囲が思っているほどの知的レベルが低くなかった例もあります。まずは自分の意志でできる環境を提供することが大切だと考えます。

写真の小橋君と白井君は2人ともアテトーゼ型脳性麻痺・四肢麻痺で全介助が必要、話すこともできない重度な障害で



支援機器を駆使して働く白井君(左)と小橋君(右)
Copyright © 2009 (株)アクセシインターナショナル。

す。小さかったころは姿勢も崩れていて二次障害の危険にさらされていきました。しかしお母さんたちが早い時期からシーティングについて知り、シーティングによる姿勢保持を行ったことで、二次障害は最小限に抑えられました。さらに機能性という面では、唯一自分の意志で動かせる体の部位(小橋君は顎、白井君は左脚を内側に動かすこと)でパソコンやコミュニケーションエンイドを駆使して活躍しています。2人とも学校を卒業し、パソコンを使う仕事に就いています。子供のころの写真からは想像できないような活躍も可能なのです。そのために不可欠な姿勢保持に役立つのがシーティングの考えです。

家族みんなが幸せに

日本では、障害のあるお子さんが生まれると家族、特にお母さんは自分を犠牲にしてもそのお子さんのために可能な限りのことをしてあげようとしています。本当に頭が下がる愛情です。しかし、私が英国に姿勢保持の勉強に行った時に、障害児の家族のためのセミナーの先生は言いました。「すべての場所での姿勢保持をするのは大変だけど、それは障害のあるお子さんのためだけではなく、親が、そして家族全員がハッピー(幸せ)になることが最終目標です。」車いすに長時間座っていられるようになれば、車いすから降りたり、また乗せたりという手間

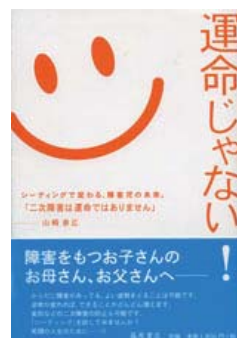
が省けます。自分の時間が少しできるのでしよう。就寝時の姿勢保持を適切にやれば、お母さんは長時間快適に寝られるようになり、親が夜間に起きて世話をする手間が省けます。そうすれば親も長時間寝ることができるようになり、家族全員が健康で幸せになれるのです。手間をかけるようにするのは手を抜いているのではなく、あなたが健康で元気でハッピーでいることが、障害を持ったお子さんにも、その他の家族にとつてもとても大切なのです。

日本ではこのような考え方はあまりされていませんが、外国ではこのような考え方もあり、そう考えてもよいのではないのでしょうか。そのためのシーティングや姿勢保持をぜひ試してみてください。

詳しくは本やセミナーで

ここでご紹介したシーティングと姿勢保持に関する内容を、さらに詳しく説明したのが昨年出版した拙著「運命じゃない! シーティングで変わる障害児の未来」です。藤原書店から発売されており全国の書店やアマゾン等のネット書店でご購入いただくことができますので、ご興味のある方にはお読みいただけたら幸いです。全肢P連にも一冊寄贈しています、多くのシーティング成功例をご家族の感想とともにご紹介し、変形・脱臼・拘縮などの二次障害の原因となる、ずり落ちたり、前に倒れたり、片側に傾いた

姿勢を防止するためのシーティング方法についてもご紹介しています。



「運命じゃない! シーティングで変わる障害児の未来」
藤原書店刊
定価1,800円+税

シーティングや姿勢保持についてもつと学んでみたいという方は、ぜひシーティングセミナーにご参加ください。学校、PTA、障害児・者の親の会などに主催していただけてセミナーや勉強会を開催することも可能です。シーティングの講義に加えて実際にシーティングを体験していただくセミナーもあります。お子さんの二次障害のためにできることを、ぜひ知っていただき、体験していただければと願っています。



障害児の家族・関係者向けセミナーの様子
Copyright © 2009 (株)アクセシインターナショナル。

●株式会社アクセシインターナショナル
<http://www.accessint.ne.jp/>

※【注意】この記事に使用されている文章や写真の無断転載や使用はお断りします。